

令和8年第3回3月

# つがる市農業委員会総会議事録

つがる市農業委員会

1. 開催日時 令和8年3月4日(水) 午後2時00分から午後2時25分
2. 開催場所 つがる市役所3階会議室
3. 出席委員数 36人中、30人出席
4. 出席委員名
  1. 松橋 正行 2. 古坂 光司 3. 高橋 敦樹 7. 小笠原 繁 8. 長谷川勝則
  9. 田戸岡 誠 10. 太田 善造 11. 三橋 衛 13. 笠井 正己 14. 新岡 亮
  15. 吉田 秀美 16. 菊池 昭二 17. 葛西 勝久 18. 秋田谷廣次 20. 成田 金春
  21. 杉森 広宣 22. 今 輝義 23. 鎌田 誠 24. 三橋 弘 26. 工藤 恒實
  27. 長谷川秀樹 28. 小山内 壽 29. 藤本 正彦 30. 工藤 正樹 31. 稲葉 武彦
  32. 福井二三夫 33. 工藤 宰 34. 横山 治彦 35. 神 文敏 36. 浅見 春樹計 30 人
5. 欠席委員 4. 盛 彰一 5. 三橋 美也 6. 杉野森由美子 12. 野宮富喜子  
19. 工藤しのぶ 25. 長谷川一幸 計 6 人

## 6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 提出議案の上程

報告第 4号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第16号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第17号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第18号 地域計画変更(案)に係る意見聴取について

第4 諸般の報告

## 7. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

局長：中野拓哉 副参事：竹内攻規 次 長：村田龍治 主 査：吉田純也

任用職員：工藤賢聖 計 5 人

## 8. 会議の概要

事務局長(中野拓哉)

委員の皆様が揃いましたので、「令和8年第3回(3月)つがる市農業委員会総会」を開会致します。開会にあたり、会長から挨拶がございます。

会長あいさつ(藤本正彦)

本日は、委員の皆様方には、お忙しいところ総会にご出席いただきましてありがとうございます。雪の方も春めいて、雪解けが進んでおります。十分余裕を持って春の農作業を進めてもらえればと思います。それで、先月の27日の食味検定で、はれわたりが特A、4年連続で、青天の霹靂、特A、3年ぶりで喜ばしい結果でありまして消費拡大に繋がるかと思えます。

本日は3月総会という事で、慎重審議のもと、承認決定されます事をお願い致します

して開会の挨拶と致します。

事務局長（中野拓哉）

それでは、農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長となり、議事を進行致します。会長、宜しくお願い致します。

議長（藤本正彦会長）

ただいまの出席委員は、36名中30名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立致します。

議長（藤本正彦会長）

これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員の選任を行います。「つがる市農業委員会会議規則」第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長において指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって議事録署名委員には16番 菊池昭二委員、17番 葛西勝久委員を指名致します。

次に議事日程第2の会期についておはかり致します。会期は、本日一日とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日と決定致しました。書記には、事務局職員を任命致します。

それでは、これより議事日程第3の提出議案等の上程を行います。提出議案は、お手元に配布のとおりであります。

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第16号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第17号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第18号 地域計画変更（案）に係る意見聴取について

以上、報告1件、議案3件、計4件を上程致します。

議長（藤本正彦会長）

はじめに、「報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告させます。

事務局報告（吉田主査）

議案の1ページをお開きください。報告第4号について説明致します。

「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」。農地法施行規則第68条第1項の規定により下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。令和8年3月4日提出、つがる市農業委員会会長。

報告第4号は、1ページの番号35番から6ページの44番までです。5ページの番号41番と42番が農地中間管理機構を間に挟んだ1件の解約となりますので、件数は9件です。解約は全て田で面積は合わせて89,519㎡となっております。解約の理由は全て合意による解約です。以上で報告を終わります。

議長（藤本正彦会長）

報告については、以上のとおりと致します。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第16号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田主査）

説明に入る前に1件、取下願の提出がありましたのでお知らせします。議案の20ページをお開きください。番号210番の案件ですが、申請後に譲渡人が死亡のため取下願の提出がありました。本案件は審議から除外しますのでご了承ください。

それでは、議案第16号の説明に入ります。7ページをお開きください。

「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」。農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和8年3月4日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第16号は、番号177番から38ページの番号239番までで、210番は除外となるため件数は62件です。内訳は、所有権移転の「あっせんによる売買」の申請が13件で面積は田が72,599㎡、畑が28,161㎡、樹園地が2,171㎡。「贈与」の申請が16件で面積は田が30,099㎡、畑が4,216㎡、樹園地が6,051㎡です。また、「賃貸借」の申請が32件で面積は田が552,217㎡。「使用貸借」の申請が1件で面積は畑が2,851㎡です。全案件とも別添の農地法第3条調査書1ページから21ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われます。次に、売買価格について説明します。7ページの177番の樹園地は10a当たり40万円、178番の畑は総額50万円、10a当たり6万円、179番の畑は総額30万円、10a当たり6万4千円、8ページの180番の畑は総額120万円、10a当たり7万9千円、181番の田は10a当たり40万円、182番の田は10a当たり15万円、9ページの183番の田は総額120万円、10a当たり24万8千円、184番と185番の田はともに10a当たり25万円、10ページの186番の田は10a当たり23万円、10ページから11ページの187番の田は総額251万2千円、10a当たり15万7千円、188番の畑は総額30万円、10a当たり6万1千円、12ページの189番の田は10a当たり30万円となっております。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第16号の質疑を終結致します。

これより、議案第16号を採決致します。おはかり致します。議案第16号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり許可することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第17号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。

この案件については、1番 松橋正行委員、2番 古坂光司委員、13番 笠井正己委員、20番 成田金春委員が関係している事案でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。

（1番 松橋正行委員、2番 古坂光司委員、13番 笠井正己委員、20番 成田金春委員退席）

議長（藤本正彦会長）

それでは、議案第17号について説明を求めます。

事務局説明（吉田主査）

議案の39ページをお開きください。議案第17号について説明致します。

議案第17号は、番号918番から40ページの922番までの5件です。内訳は、「賃貸借」の申請が5件で面積は田が52,354㎡です。

全案件とも別添の農地法第3条調査書22ページと23ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第17号の質疑を終結致します。

これより、議案第17号を採決致します。おはかり致します。議案第17号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり許可することに決定致しました。

1番 松橋正行委員、2番 古坂光司委員、13番 笠井正己委員、20番 成田金春委員、入室願います。

（1番 松橋正行委員、2番 古坂光司委員、13番 笠井正己委員、20番 成田金春委員が入室し着席）

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第18号 地域計画変更（案）に係る意見聴取について」を議題と致します。説明を求めます。」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（村田次長）

41ページをお開きください。議案第18号「地域計画変更（案）に係る意見徴取について」。つがる市長より、地域計画を次のとおり変更したい旨の協議があったので意見を求める。令和8年3月4日提出、つがる市農業委員会会長。

提案理由として、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定により、市町村は地域計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係者の意見を聴く必要があるため、農業委員会に意見を求めるものであります。

内容につきましては、議案を事前に配布しておりますので、変更の概要を簡単にご説明致します。44ページ以降が今回の変更案でございます。44ページから46ページが木造地区、47ページから49ページが森田地区、50ページから52ページが柏地区、53ページから55ページが稲垣地区、そして56ページから58ページが車力地区となっております。

全地区共通として、1、地域における農業の将来の在り方の面積の修正。2、農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標の集積率の変更。3、農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するため、とるべき必要な措置の、任意記載事項に「⑩水稻においては直播技術を普及し、省力化、低コスト化を図る。」という一文を追加。4、地域内の農業を担う者一覧の現時点までの経営移譲に伴う、農業を担う者の経営体数の変更や面積の変更、新たな担う者の追加や新たに認定農家になったことによる属性変更。5、農業支援サービス事業者一覧に事業者の追加をするものでございます。

また、森田地区において携帯電話無線基地局を建設するため、一部の農地を地域計

画区域から除外致します。該当する農地については、43ページの位置図をご参照ください。以上が変更案となりますが、変更案は妥当であると判断されます。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第18号質疑を終結致します。

これより、議案第18号を採決致します。

議案第18号は、原案のとおりとし、つがる市長に回答することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第18号は、原案のとおりとし、つがる市長に回答することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、議事日程第4の諸般の報告について、事務局から説明があります。

#### 事務局説明

##### 1. 次期総会日程（案）について（中野事務局長）

- |        |                        |           |
|--------|------------------------|-----------|
| 1) 日 時 | 令和8年4月7日(火)            | 午後4時00分より |
| 場 所    | 生涯学習交流センター「松の館」2階 視聴覚室 |           |
| 2) 日 時 | 令和8年5月8日(金)            | 午後4時00分より |
| 場 所    | 生涯学習交流センター「松の館」2階 視聴覚室 |           |

##### 2. 事務連絡

- 1) 令和8年度以降における旅費の支給について（村田次長）
- 2) 令和8年度 農業委員会新年度交流会について（村田次長）
- 3) 令和8年度 農業委員会総会等日程予定（村田次長）
- 4) 農用地のあっせんのお願について（吉田主査）

議長（藤本正彦会長）

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了致しました。その他の件について、委員より発言がございましたら、お願いします。

(発言がなし)

議 長（藤本正彦会長）

以上をもって、「令和8年第3回（3月）つがる市農業委員会総会」を閉会致します。